

一部負担金の免除等

特別の理由により生活が著しく困難になり、医療費の支払いにお困りの世帯に対し、申請により、保健医療機関（病院や薬局等）での一部負担金の軽減が一定期間受けられる制度です。一部負担金の支払が困難となる方はご相談ください。

①対象者

世帯主等が、次の(1)から(4)のいずれかに該当し、資産等の活用を図っても、なおその生活が著しく困難な世帯

(1)震災、風水害、火災、これらに類する災害により死亡し、若しくは身体障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき

(2)干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により著しく収入が減少したとき

(3)事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

(4)上記(1)～(3)の事由に類する事由があったとき

②免除の種類と基準

○種類

免除 病院や薬局等での一部負担金のお支払いは必要ありません

減額 一部負担金のお支払いが減額されます

支払猶予 一定期間支払いが猶予され、期間経過後にお支払いいただきます

○基準

種類	基準	期間
免除	実収月額（注1） \leq 基準生活費（注2）	1か月
減額	基準生活費 $<$ 実収月額 \leq 基準生活費 $\times 1.30$	1か月
支払猶予	基準生活費 $<$ 実収月額 $<$ 基準生活費 $+$ 一部負担金見込額	3か月以内

（注1）「実収月額」とは、生活保護法の規定による保護の要否決定の際に用いる月当たりの収入を認定する額

（注2）「基準生活費」とは、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣の定める生活保護法の基準に規定する基準生活費に1.155を乗じた額

③申請場所

市役所本庁舎1階 保険年金課